

十日町市体育施設条例施行規則第5条 使用料の減免（専用使用）基準 内規

分類	区分	減免申請書	専用使用料減免率		使用許可申請書及び減免申請書の押印	要綱資料
			使用料	照明設備		
1-(1)	市が主催する事業の使用	省略	100%	100%	省略	要
2-(1)	市内及び津南町の小学校・中学校の練習等の使用	省略	100%	100%	学校長の押印	不要
2-(2)	市外の小学校・中学校との練習等の使用（練習試合、合同練習会等）	要	70%	50%	学校長の押印	不要
3-(1)	市内及び津南町の小学校・中学校の大会の使用 (小学校親善陸上大会、十日町市津南町中学校各種大会等)	要	100%	100%	主催団体代表者の押印	要
3-(2)	小学校・中学校の大会の使用（魚沼地区大会、中越地区大会、県大会等）	要	100%	100%	主催又は主管団体代表者の押印	要
4-(1)	市内の高等学校の練習等の使用	要	70%	50%	学校長の押印	不要
4-(2)	市外の高等学校との練習等の使用（練習試合、合同練習会等）	要	50%	30%	学校長の押印	不要
4-(3)	高等学校の大会の使用（魚沼地区、中越地区、県高校総合体育大会等）	要	50%	30%	主催者又は主管団体代表者の押印	要
5-(1)	市内の保育所、へき地保育所、つくし園、幼稚園の使用（学童保育を含む）	省略	100%	100%	省略	不要
6-(1)	障がい者の使用	要	100%	50%	代表者の押印	不要
6-(2)	市内の福祉団体、社会福祉法人が主催する事業の使用	要	100%	50%	代表者の押印	要
7-(1)	市体育協会ならびに同加盟団体が主催・主管する事業の使用	要	70%	50%	会長印の押印	要
7-(2)	総合型地域スポーツクラブが主催・主管する事業の使用	要	70%	50%	代表者の押印	要
8-(1)	上記のほか、市教育委員会が認める場合の使用	要	上記を参考にその都度決定		代表者の押印	要

※ 2-(1)、4-(1)、7-(1)、7-(2)について、同事業で同施設を使用する場合の減免申請書の提出は初回のみ。

※ 基本的に使用許可申請書及び減免申請書の私印での押印は認めない。

※ 大会の要項・資料は、主催・主管、開催日時、参加対象、大会日程等が明記してあるもので、大会の内容が分かるものに限る。

※ 各種教室の要項・資料は、主催・主管、教室の主旨・目的、開催日時、参加対象等が明記してあるもので、教室の内容が分かるものに限る。

備考

平成17年4月1日施行

平成19年4月1日改訂

平成22年2月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成28年4月1日改訂